



鶴岡市立荘内病院

TSURUOKA MUNICIPAL  
SHONAI HOSPITAL



令和4年度

# 医師修学資金 貸与医学生募集

申込  
期間

令和4年  
4月1日～5月31日

貸与額

年額  
200万円以内

## 全額返還免除要件

1

大学卒業後2年以内に  
医師免許を取得

2

医師免許取得後  
8年以内に当院に  
医師として勤務

⚠️ 専門医取得後の  
勤務でも間に合う！

3

当院で「貸与を  
受けた期間×1.2」  
の期間を勤め上げる

⚠️ 他医療機関での研修や  
大学院進学等による中断OK！

地元出身でなくともOK！

※詳しくは裏面をご確認ください。

鶴岡市立荘内病院 Tsuruoka Municipal Shonai Hospital

〒997-8515 山形県鶴岡市泉町4番20号 鶴岡市立荘内病院総務課

TEL 0235-26-5111 (代表)

Mail soumu@shonai-hos.jp

FAX 0235-26-5110

Web <https://www.shonai-hos.jp/>



鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与は、当院に勤務する医師の確保を目的として、医師を目指す医学生を経済的に支援する制度です。

## 令和4年度鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与医学生募集について

当院に将来、医師として勤務いただける医学生に修学資金を貸与いたします。医師免許取得後、一定の期間当院に勤務した場合、貸与資金の返還が免除されます。地域医療に志をもつ医学生の方、ぜひご応募ください。

貸与対象者の要件	①将来医師として当院に勤務する意思を有していること ②大学の医学を履修する課程に在学していること ③原則として、他の修学資金等の返還の債務がないこと（独立行政法人日本学生支援機構の奨学金など、大学卒業後の就労先に制限がないものは除く）									
募集人員	5名									
貸与金額	年額200万円以内									
貸与期間	在学している大学の正規の修業年限まで									
応募方法	次の書類を、下記の申込先まで持参または簡易書留郵便により郵送してください。 （封筒に「医師修学資金貸与申請書在中」と明記のこと） ①鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与申請書（申請書は当院のホームページからダウンロードできます） ②大学の医学を履修する課程に在学していることを証明する書類（在学証明等） ③大学における学業成績を証明する書類（1年生の場合は卒業した高等学校の成績を証明する書類） ④戸籍謄本（申請日の2カ月以内に発行されたもの）									
申込期間	令和4年4月1日(金)から令和4年5月31日(火)まで（当日消印有効）									
申込先	〒997-8515 山形県鶴岡市泉町4番20号 鶴岡市立荘内病院総務課 TEL 0235-26-5111（代）									
貸与決定までの流れ	<table border="1"><tr><td>6月初旬 一次審査 (書類選考)</td><td>→</td><td>6月中旬 二次審査 (面接)</td><td>→</td><td>6月末 貸与内定通知</td><td>→</td><td>7月初旬 誓約書の提出</td><td>→</td><td>7月末まで 貸与の決定</td></tr></table>	6月初旬 一次審査 (書類選考)	→	6月中旬 二次審査 (面接)	→	6月末 貸与内定通知	→	7月初旬 誓約書の提出	→	7月末まで 貸与の決定
6月初旬 一次審査 (書類選考)	→	6月中旬 二次審査 (面接)	→	6月末 貸与内定通知	→	7月初旬 誓約書の提出	→	7月末まで 貸与の決定		
貸与方法	修学資金（年額）の4分の1に相当する額を、6月・9月・12月・翌年3月の各月末に振り込みます。ただし、初回については7月末になります。									
保証人	20歳以上で独立して生計を営む2名の保証人が必要です。 誓約書の提出にあたっては保証人の印鑑証明書、令和3年分の所得証明書または源泉徴収票、確定申告書の写しを提出していただきます。									
返還免除	次の要件をすべて満たした場合、修学資金の返還債務が全額免除されます。 ①大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年以内に医師免許を取得すること ②医師免許を取得した日の属する月の翌月の初日から起算して8年経過した日までに荘内病院に勤務し、引き続き在職すること ③荘内病院に在職する期間が、返還免除適用期間（修学資金の貸与を受けた期間に1. 2を乗じて得た期間。当該期間が5年に満たないときは、5年とする。）に達すること ※荘内病院に在職する期間が返還免除適用期間に達していなくとも、1年を超えている場合は、在職期間に応じて、修学資金の返還債務の一部免除が可能です。 ※荘内病院に在職する期間は、必ずしも連続した期間である必要はなく、大学院への進学や他の医療機関で研修を受けるためであれば、中断することが可能です。									

平成29年2月、鶴岡市内の企業「USグループ」から寄附を受け、医師修学資金貸与基金を設立しました。  
荘内病院に勤務する医師の確保を目的として、医学生への貸与資金の一部として活用しています。